

平成 20 年 6 月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号

TEL03-3241-4978(代表) FAX03-3246-0068

E-mail: office@cpakyowa.co.jp

U R L: http://www.cpakyowa.co.jp/

今回のテーマは、リース取引に係る会計及び税務です。

リース取引については、平成19年3月31日付で、「リース取引に関する会計基準」(以下、「リース会計基準」)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、リース適用指針)が公表されました。また、会計基準との整合性を図るため、平成19年度税制改正により税務上の取扱いも変更されています。

以下において、企業が利用しているリース取引の大部分を占める所有権移転外ファイナンス・リース取引について、改正後の借手側の処理を確認していきたいと思えます。

なお、さらに詳しい内容及びご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

I. 改正後のポイント

改正後の所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計上及び税務上の処理のポイントは以下の通りとなっています。

- (1) 原則、売買処理(Ⅱ参照)。
- (2) 重要性が乏しい場合には、簡便的な処理が可能(Ⅲ参照)。
- (3) 少額・短期リース取引は、賃貸借処理が可能(Ⅳ参照)。
- (4) 中小企業は、賃貸借処理の継続が可能(Ⅴ参照)。
- (5) 適用時期は、平成20年4月1日以降(Ⅶ参照)。

II. 原則処理について

所有権移転外ファイナンス・リース取引の原則的な処理は、売買処理です。売買処理とは、リース料総額を元本部分と利息相当額部分に区分し、元本部分をリース資産及びリース債務として計上し、利息相当額部分は利息法により各リース期間に配分する方法です。リース資産は減価償却(リース期間定額法)により費用化し、リース債務はリース料の支払いにより返済していきます。仕訳例で示すと、以下のようになります。

- (1) リース取引開始時

(借) リース資産	(貸) リース債務
仮払消費税等	
- (2) リース料支払時

(借) リース債務	(貸) 現金預金
支払利息	
(利息法により算定)	

(3) 決算時

(借) 減価償却費 (貸) リース資産
(リース期間定額法により算定)

III. 重要性が乏しい場合

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産総額的重要性が乏しい場合には、簡便的な処理が可能となります。

(1) 重要性の判断基準

リース資産総額に重要性が乏しいと認められるのは、以下の算式において10%未満の場合であります。

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高}}{\text{未経過リース料の期末残高} + \text{有形・無形固定資産の期末残高}} < 10\%$$

(2) 簡便的な処理の内容

① 利子込法

リース料総額から利息相当額を控除せず、リース資産及びリース債務を計上する方法です。

② 利息相当額を定額で配分する方法

リース料総額から利息相当額を控除しませんが、利息相当額の各リース期間への配分は定額法により行う方法です。

IV. 少額・短期リース取引について

以下のいずれかに該当するリース取引は、賃貸借処理を行うことが可能です。

- (1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が、10万円未満等、各企業が認定している基準

以下のリース取引。

(2) リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引。

(3) リース期間が1年以内のリース取引。

※(1)の判定単位ですが、リース契約に複数単位のリース物件が含まれている場合に、物件の単位ごとに判定することができます。

(2)については、(1)と異なり、1契約の合計金額で判定することになります。

したがって、例えば、1台当たりのリース料総額が8万円のパソコン100台を1契約で一括して契約した場合、1契約の合計金額は800万円であるため、(2)には該当しませんが、物件1件当たりの金額8万円が購入時の費用処理基準以下であると考えられるため、賃貸借処理することが可能になります。

V. 中小企業における取扱い

下記(1)(2)を除く中小企業は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、原則処理を適用しないで、従来通り、賃貸借処理を継続することができます。

(1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社。

(2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社。

VI. 税務上の処理について

平成19年度税制改正により、税務上、ファイナンス・リース取引については、リース資産の貸手から借手に対する引渡しの時に売買があったものとするようになりました。リース資産について売買されたものと取り扱われるため減価償却する必要が生じます。

IV又はVのように、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、会計上、賃貸借処理した場合には、会計上の処理と税務上の処理に差異が生じます。しかしながら、賃借料として損金経理した金額はそのまま償却費として損金算入され、賃借料と本来計上すべき償却費と

に差異がなければ、別表16(4)(減価償却に関する明細書)の記載も不要とされているため、特段の手続きは必要ありません。

ただし、消費税の取扱いは注意が必要です。つまり、税務上は売買があったものと取り扱われるため、リース取引開始事業年度において消費税の一括仕入控除を行う必要が生じるのです。この消費税の処理について、税抜処理を前提に仕訳例を示すと、以下の通りとなります。

(1) リース取引開始時

(借) 仮払消費税等 (貸) 未払金
(全額)

(2) リース料支払時

(借) 賃借料(不課税) (貸) 現金預金
未払金(定額按分)

VII. 適用時期について

リース会計基準及びリース適用指針は平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用され、平成19年度税制改正は平成20年4月1日以後に契約を締結したリース取引について適用されるため、適用時期に差異が生じる場合があります。

また、会計上、リース取引開始日が適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、以下の選択肢があります。

(1) リース取引開始時に遡り売買処理を適用し、変更による影響額を特別損益とする(原則)。

(2) 適用初年度期首における未経過リース料残高等を取得価額とし、期首に取得したのものとしてリース資産に計上する(例外)。

(3) 注記を条件に賃貸借処理を継続する(例外)。

適用時期及び会計上採用する処理方法によっては、税務上申告調整が必要になる場合があります。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK!”